

<参考資料>

# 河川法第4条第1項の 一級河川の指定等について

---

水管理・国土保全局  
水 政 課

令和5年2月16日

# 河川管理の体系：水系一貫主義

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う**区間主義**によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、**水系一貫主義**の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、**国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)**に係る河川で国土交通大臣が指定する**一級河川**、**一級水系以外に係る河川**で都道府県知事が指定する**二級河川**、これらの河川以外で市町村長が指定する**準用河川**に区分されている。

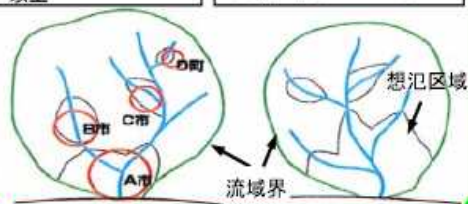
## 一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km<sup>2</sup>以上の水系

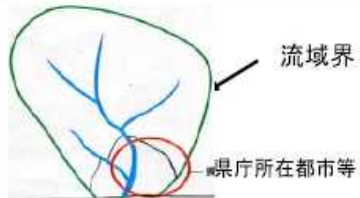
流域面積概ね500km<sup>2</sup>以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

想定氾濫区域内の面積が概ね100km<sup>2</sup>以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のため必要な水系

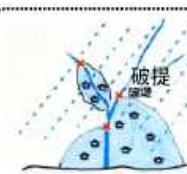


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間での治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要のある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要のある水系



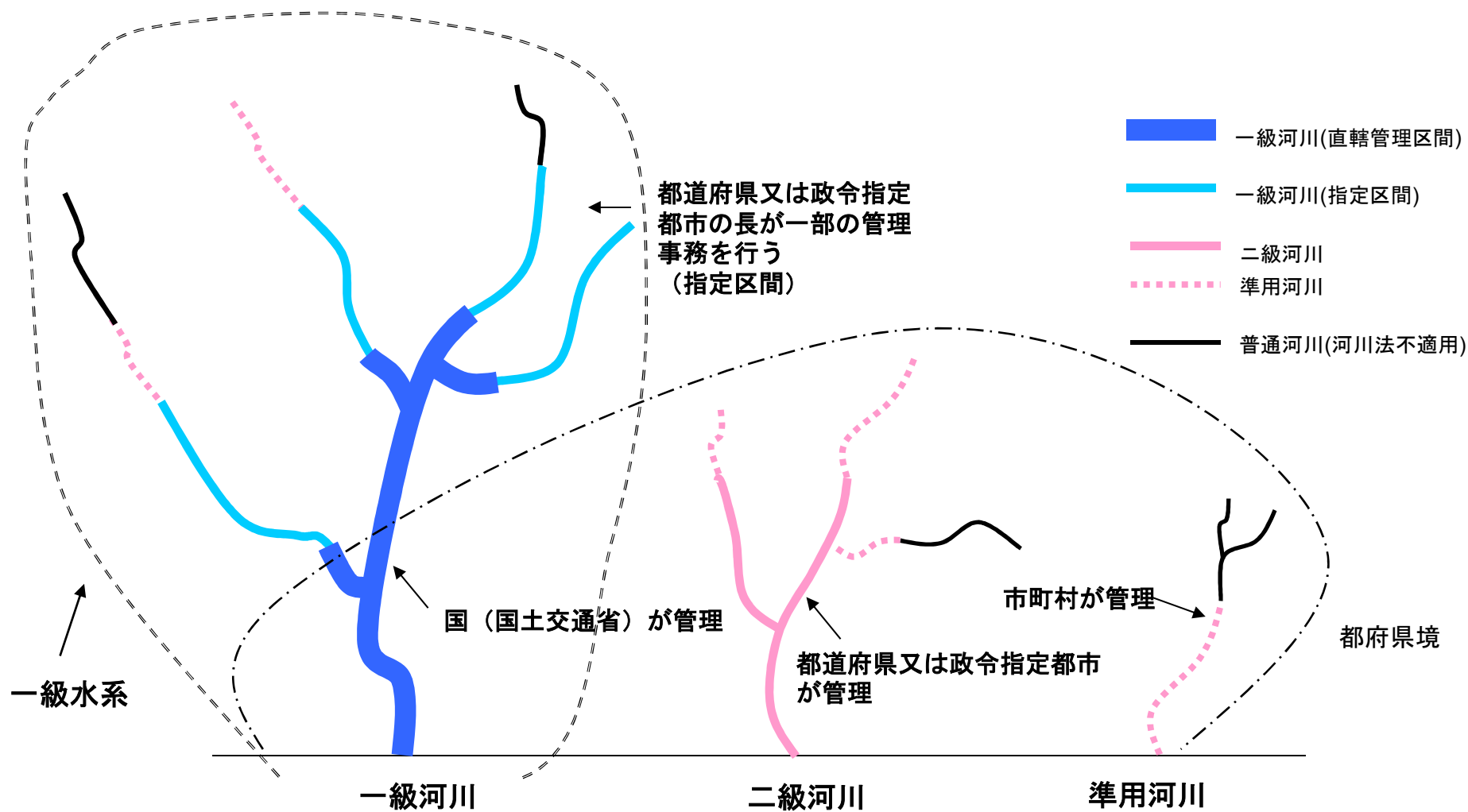
洪水による激甚な災害が発生。国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



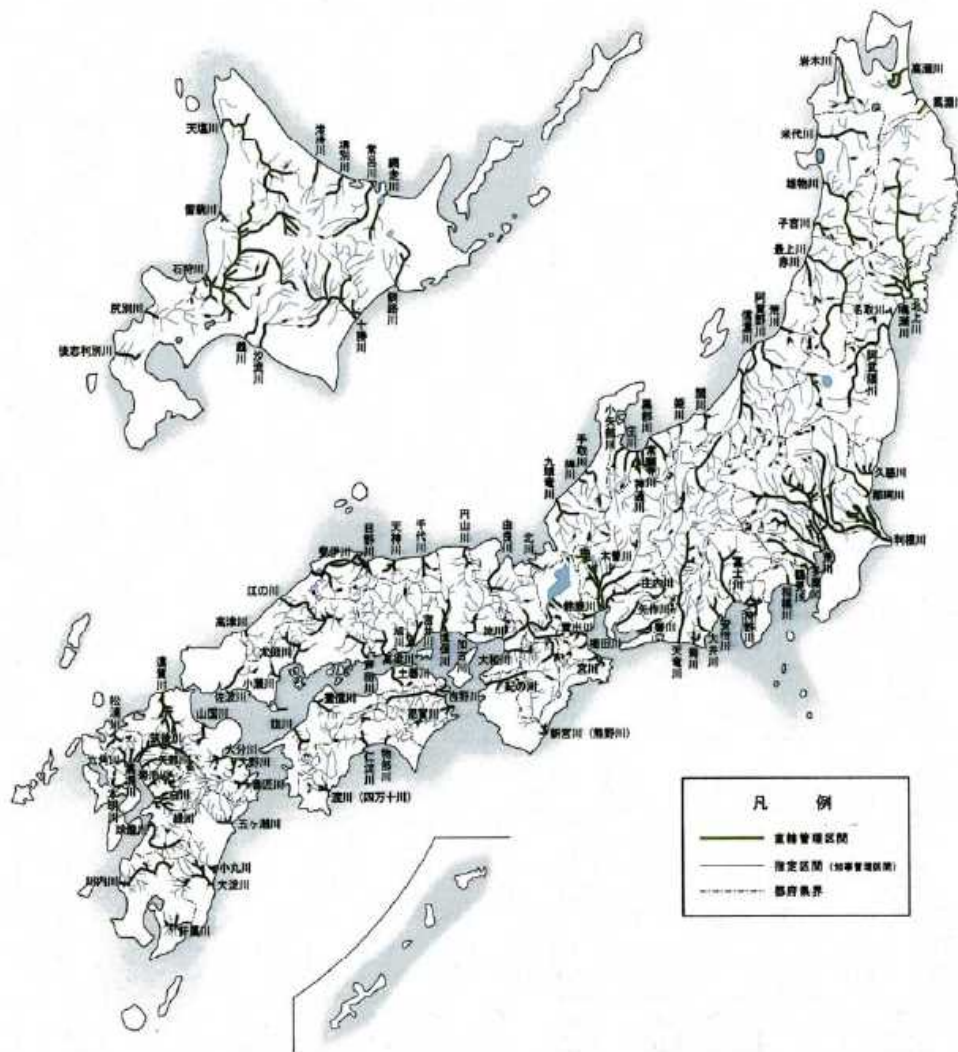
国による抜本的な洪水対策を実施

# 河川の管理区分について(イメージ図)



# 一級水系一覽

109水系が既に政令指定されている。



水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川水系	37	姫部川水系	73	江の川水系
2	塩川水系	38	川部川水系	74	の津川水系
3	通別川水系	39	常願寺川水系	75	吉井川水系
4	常呂川水系	40	神通川水系	76	旭川水系
5	網走川水系	41	庄川水系	77	梁田川水系
6	石狩川水系	42	小矢部川水系	78	高瀬川水系
7	留萌川水系	43	手取川水系	79	太田川水系
8	石狩川水系	44	梯川水系	80	小瀬川水系
9	後志川水系	45	狩野川水系	81	小佐川水系
10	釧路川水系	46	富士川水系	82	波野川水系
11	流川水系	47	安土川水系	83	那賀川水系
12	釧路川水系	48	大井川水系	84	土器川水系
13	釧路川水系	49	大井川水系	85	重信川水系
14	十勝川水系	50	天竜川水系	86	物部川水系
15	高瀬川水系	51	天竜川水系	87	濃部川水系
16	高瀬川水系	52	庄内川水系	88	濃部川水系
17	北上川水系	53	庄内川水系	89	濃部川水系
18	利根川水系	54	木曾川水系	90	濃部川水系
19	利根川水系	55	木曾川水系	91	濃部川水系
20	利根川水系	56	雲出川水系	92	濃部川水系
21	利根川水系	57	雲出川水系	93	濃部川水系
22	利根川水系	58	宮川水系	94	濃部川水系
23	利根川水系	59	宮川水系	95	濃部川水系
24	利根川水系	60	宮川水系	96	濃部川水系
25	利根川水系	61	宮川水系	97	濃部川水系
26	利根川水系	62	宮川水系	98	濃部川水系
27	利根川水系	63	宮川水系	99	濃部川水系
28	利根川水系	64	宮川水系	100	濃部川水系
29	荒川水系	65	紀の川水系	101	球磨川水系
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭竜川水系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北川水系	104	番匠川水系
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川水系
34	阿賀野川水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大内川水系
36	関川水系	72	斐伊川水系	108	川内川水系
				109	肝川水系

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

# 一級河川指定による効果

## 一級河川に係る国の費用負担の原則

### 直轄区間(河川法第60条第1項)

#### 河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

#### 河川維持修繕等

国庫負担率・・・ $10/10$

※残りは都道府県が負担

### 指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

#### 河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (緊急河川事業に係る改良工事)、  
 $5/10$ (再度災害防止工事、大規模改良工事)、  
 $1/2$ (その他の河川改修工事)

※残りは都道府県が負担

(参考)

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。

## 一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取(地方整備局等)



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・関係行政機関との協議・関係都道府県知事からの意見聴取  
(河川法第4条第3項)

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。(河川法第4条第4項)

・社会資本整備審議会への意見聴取(河川法第4条第3項)



・官報告示(河川法第4条第5項)

# 一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	都道府県 管理
①	雲出川	あかがわ 赤川	三重県 (津市、松阪市)	変更	減 0.16km	令和4年度に雲出川水系赤川流域における特定都市河川の指定を予定しており、指定に当たって必要な赤川について一級河川の指定の変更を行うもの。	○
②	肱川	ふるかわ 古川	愛媛県 (大洲市)	変更	減 0.952km	令和5年度に肱川水系都谷川流域における特定都市河川の指定を予定しており、指定に当たって必要な古川及び西和田川について一級河川の指定の変更を行うもの。	○
		にしわ だ がわ 西和田川			減 0.91km		



# 一級河川指定等(案)の概要

## 1 令和4年7月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,082河川
河川延長	88,095.9km

## 2 今回の一級河川指定等(案)

- (1) 新規 — 河川
- (2) 延長増 — 河川
- (3) 延長減 3河川  $\Delta 2.0$  km
- (4) 延長増減なし — 河川

合計 3河川  $\Delta 2.0$  km

## 3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,082</u> 河川
河川延長	<u>88,093.9</u> km

# 一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号  
 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項及び第六項の規定により、次の各表のとおり一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。  
 令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

表一 雲出川水系

変更		区分		名称	
新	旧	上	下	上流端	下流端
赤川	赤川	右岸 同町同大字同字百一番地先	左岸 三重県一志郡一志町大字小山字中野百番地先	津市一志町小山字新中野千五百八番地先	雲出川への合流点

表二 肱川水系

変更		区分		名称	
新	旧	上	下	上流端	下流端
西和田川	西和田川	右岸 同市新谷丁三百四十三番一地先	左岸 大洲市若宮字オモテヤシキ七百五十九番地先	大洲市若宮字アンザイ七百二十七番の一地先	矢落川への合流点
西和田川	西和田川	右岸 同市若宮字マンザイ七百二十七番一地先	左岸 大洲市若宮字ヲモテヤシキ七百五十九番二地先	都谷川への合流点	野田川への合流点

備考

- 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであつて、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。
- これらの表中「新」の項に掲げる地名の表示は、令和 年 月 日現在のものである。

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手續は、第一項の規定による河川の指定の手續に準じて行なわれなければならない。

○河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（抄）

（二級河川の指定の公示）

第一条の三 法第四条第五項の公示は、次の各号の一以上により区間の起点及び終点を明示して、官報に掲載して行うものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設又は工作物
- 三 平面図